

健康福祉サービス第三者評価結果 公表 共通様式

1 事業者情報

福祉サービスの種別	養護老人ホーム
事業所名	大津老人ホーム
代表者氏名（管理者）	松田 哲男
法人名	社会福祉法人 滋賀同仁会
定員（利用人数）	105名+ショートステイ4名
施設・事業所所在地	〒520-0804 滋賀県大津市本宮二丁目6番22号
T E L	077-522-3463
F A X	077-522-3588
電子メール	ooturoujin@ex.bw.dream.jp
ホームページアドレス	http://care-net.biz/25/ooturoujinhom/home/company.php

2 第三者評価機関

第三者評価機関名	一般社団法人 滋賀県介護福祉士会
評価実施期間	令和4年年12月9日

3 評価の概要

○ 総合評価

大津老人ホームは大津市本宮（あざいやま）にある、昭和4年に開設された県内最古の養護老人ホームです。法人の理念として「*みんな健康で明るい楽園にしましょう *みんな笑顔で仲よし楽園にしましょう *みんな趣味を生かす無上の楽園にしましょう」を掲げ、措置入所を基本とした養護老人ホームとしての役割を担い、65歳以上の環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難となった方々を受け入れています。また、「あざいやま特定施設入居者生活介護事業所」を併設して、要介護認定等を受けた利用者へ必要な介護サービスを提供しています。

3年余り続いている新型コロナウイルス感染症への対応により、利用者の外出禁止や面会制限、クラブ活動や地域住民との交流休止等が、利用者の心身に影響を及ぼしている状況ではあります。そのような状況でも、大津老人ホームでは「いちご会議」や「ワーカー会議」「業務改善委員会」等の様々な検討機会を設けて、職員は力を合わせて利用者一人ひとりのニーズに添った支援を行っています。

養護老人ホームにおいては、行政の措置控えによる定員割れや、利用者の高齢化・多様化による対応の複雑化、介護人材不足など課題が多い中で、今まで以上に養護老人ホームとして、他の施設で受入れが難しい精神疾患や被虐待高齢者などに対しての、セーフティネット施設としての役割が期待されています。

大津老人ホームではこのような課題を認識され、令和4年度の重点事業として「定員の確保と介護サービスの提供」「利用者一人ひとりに寄り添った支援の推進」「働きやすい安全安心な職場環境づくり・業務効率化の推進」「災害や感染症等に対する備えと業務継続に向けた取組」「地域貢献事業の推進」という5つの目標を掲げ、管理者から現場の職員まで一丸となって課題解決に向けて取り組んでいます。

【 特に評価の高い点 】

○利用者の意見や希望を聞き取る姿勢・取組

年2回の食事アンケートや、「苦情目安箱」の設置などを行っており、日々の生活の中で職員は気軽に声掛けを行い、利用者との頻繁なコミュニケーションを通じて、利用者から直接意見を言ってもらえるよう働きかけています。利用者からの言い易い環境づくりを通して、利用者へのサービスの質の向上や権利を護ることに繋げる努力をしています。

○職員の働きやすい環境づくりに向けた取組

施設長や管理職員はリーダーシップを発揮して、サービスの質の向上に向けて積極的に取り組んでいます。「いちご会議（サービス向上委員会）」や「ワーカー会議」・各専門委員会等において、利用者一人ひとりの状態に合わせた支援策を検討しています。職員

の可能性を信じて、「やりたいことはやってもらう」のスタンスで見守っています。職員ヒアリングからも「職場の上下の関係性は良く相談しやすい」と、良い職場環境にあることが聞き取れました。離職者が少ないという事実からも働きやすい職場であることが視えます。

○養護老人ホームの役割や運営課題の認識

法人として養護老人ホームのあるべき姿を検討しています。「経営会議」や「いちご会議」、「業務改善委員会」などで、養護老人ホームの経営状況における将来の課題や行政との関係性などの情報共有に努め、これからの地域共生社会の中で養護老人ホームの果たすべき役割を検討しています。また、特定施設入居者生活介護事業所として必要な介護サービスを提供することで、養護老人ホームとしての介護予防への取り組み（生活リハビリなど）を行い、利用者のADLの維持や生活の質の向上に努めています。

【 改善を求められる点 】

○中・長期事業計画の策定

全国的な養護老人ホームへの措置控えや、新型コロナウイルス感染症予防への対応など、5年以上先の経営環境を予想し難い状況にあることは理解できますが、法人や事業所として長期的な向かうべきビジョンを示すことは必要だと思われます。単年度の事業計画を確実に積み重ねることは重要ですが、職員や地域、行政等の関係機関に対して法人の目指すべき方針を明確にされることを期待します。

○災害時の安否確認の方法とマニュアルの整備

新型コロナウイルス感染症の第5類への移行に伴い、今後再開されるであろう実習生や職場体験、ボランティア等の受入れについて、目的や守るべきことなどを記載したマニュアルの作成をお奨めします。また、地域の社会資源に関する資料はありますが、それをリスト化して纏めておくことで、全職員が必要な時に確認できるような体制づくりを望みます。

更に、緊急災害時における利用者や職員等の安否確認のための方法や、連絡手順等を記したマニュアル作りも必要だと考えます。

【 更に努力を重ねられたい点 】

○福祉サービスの質の確保

養護老人ホームでは、環境上の理由や経済的困窮だけでなく、認知症や精神疾患、知的・身体的障害等入所者が抱える課題も複雑化、多様化しており、その生活支援においても、これまでの知識や経験値だけでは対応が困難になっています。利用者の福祉サービス計画の見直しにあっては、

定期的なものに限定することなく、日常の利用者との接点を増やし、そこでの気づきを見逃さず、サービス計画を見直すことが重要になります。生活支援の窓口となる生活相談員を中心に多職種が利用者本位にたったサービス提供が的確に、かつ迅速に行われるような生活相談機能の充実、体制づくりにも努められたい。

○利用者の満足度の向上

新型コロナウイルス感染症は外出禁止、面会禁止、余暇活動制限等の長期化をまねき、利用者の生活様式の激変と身体機能の著しい低下という負の影響をもたらしました。人としての尊厳が守られ、健康で明るい生活、豊かな人生を過ごせるよう、利用者との直接的な意見交換や日常での職員間、利用者間の交流が元に戻るような取り組みの工夫を積極的に進めることにより、利用者の満足度の向上に努められたい。

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価の受検には、これまでの事業所の取り組み方針や職員一人ひとりの仕事に対する姿勢を見直し、初心に立ち返って利用者本位の生活支援に向き合うことが大きな目的であった。

経験と知識は大切なものであるが、時に大きな障壁となることもある。自分自身の仕事に対して自信と信念を持つことは重要であるが、常に利用者に寄り添ったものであるかという本質を見失わない姿勢が大前提であると考えている。日頃の利用者との接点からの小さな気づきを大切に、できない理由ではなくできるようにするための工夫をするよう努力していきたい。

養護老人ホームを取り巻く社会的環境は厳しいものがあるが、中長期的な経営方針と老人福祉法の理念のもと、職員一丸となって立ち向かっていきたい。